



平成 22 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社オンワードホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 水野 健太郎  
(コード番号 8016 東証・大証・名証第一部)  
問合せ先 常務取締役 財務経理部担当  
吉沢 正明  
(TEL. 03-3272-2317)

### 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 18 日開催の取締役会において、会社法第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社子会社の取締役および執行役員に対し、下記のとおり、株式報酬型ストックオプションを発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、当社子会社の取締役、執行役員に対する報酬制度について、当社の株価や業績との連動性を高め、株価の上昇・下落によるメリット・リスクを株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、退職慰労金制度を廃止し、これにかえて同等の経済価値を有する新株予約権を行使することができる株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とする新株予約権を割り当てることとしております。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の名称

株式会社オンワードホールディングス 第 7 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社子会社の取締役、執行役員に対して 当社普通株式 250,000 株  
上記株数は、割当予定株数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数に付与株式数(以下に定義する)を乗じた数をもって新株予約権の目的となる株式の数とする。ただし、下記(3)により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

当社子会社の取締役、執行役員に対して 2,500 個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引き受けを条件に割当対象者に付与される報酬債権相当額。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権を割当てる日

平成 22 年 3 月 19 日

- (8) 新株予約権を行使することができる期間  
平成 22 年 3 月 20 日から平成 52 年 2 月 29 日までとする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社子会社の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日から 1 年経過した日（以下、「権利行使開始日」という）から 5 年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ②前項にかかわらず、新株予約権者は、以下のア. またはイ. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
    - ア. 新株予約権者が、平成 51 年 2 月 28 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成 51 年 3 月 1 日から平成 52 年 2 月 29 日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までとする
    - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合  
当該承認日の翌日から 15 日間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）とする
  - ③新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。
- (11) 新株予約権の取得事由および条件
- ①割当てをうけた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得することができる。
    - ア. 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社子会社の取締役、執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
    - イ. 当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
  - ②割当てをうけた者が平成 23 年 2 月 28 日までに、当社子会社の取締役、執行役員の地位を喪失した場合、割当てられた新株予約権のうち、次の算式により算出された個数の新株予約権を当社が無償にて取得する。

$$\begin{array}{l}
 \text{当社が取得する新株予約権の個数} \\
 = \frac{\text{12か月ー平成22年3月1日から当社子会社の取締役、執行役員の地位喪失の日の属する月までの月数（ただし、月の途中で地位を喪失した場合、当該日も1か月として計算する）}}{\text{12か月}} \times \text{当社子会社の取締役、執行役員に割当てられた新株予約権の個数}
 \end{array}$$

③当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の行使手続

①新株予約権の行使は、所定の新株予約権行使請求書に必要事項を記載のうえ、当社人財部人財システム課あて提出するとともに、新株予約権行使にかかわる全株式の権利行使価額金額を、当社の指定する株式会社三菱東京UFJ銀行日本橋支店に払込むものとする。

②新株予約権行使の効力は新株予約権行使請求書が当社人財部人財システム課に提出され、権利行使価額金額の払込みがなされたときに生じるものとする。

(14) 割当先の概要

当社子会社の取締役8名、執行役員22名に割当てる。

以上